

## 第84回秋田県文化財保護審議会概要

日時：平成28年2月1日（月）

13:30～16:00

場所：秋田県庁第二庁舎 高機能会議室

### 1 秋田県文化財保護審議会委員

五十嵐 典彦	まちなみ工房代表
小笠原 光	元秋田県立近代美術館副館長
金森 正也	元秋田県生涯学習センター所長
佐藤 康子	元秋田県立図書館副館長
嶋田 忠一	元秋田県立博物館副館長
高橋 一郎	元大潟村教育長
高橋 秀晴	秋田県立大学総合科学教育研究センター教授
土田 久美子	元日本建築士連合女性委員会委員
富樫 泰時	元秋田県立博物館長
林 信太郎	秋田大学教育文化学部教授
蒔田 明史	秋田県立大学生物資源科学部教授
渡部 永和	秋田魁新報社文化部長

### 2 次第

- (1) 秋田県教育委員会教育長あいさつ
- (2) 秋田県文化財保護審議会会長あいさつ
- (3) 審議【公開】  
秋田県の区域内に存する文化財の指定の可否について
  - ①有形文化財（彫刻）  
二の舞腫面
  - ②有形文化財（考古資料）  
湯ノ沢F遺跡出土品
  - ③有形文化財（歴史資料）  
白雲筆 奥州街道並羽州街道風景図
- (4) 報告

### 3 審議の主な内容

- (1) 有形文化財（彫刻）

「二の舞腫面」について、事務局から説明後、審議に入った。

**【高橋秀晴委員】**

- ・裏の銘文で一文字読めないところは、菅江真澄の文と照合することはできないか。

**【事務局】**

- ・文字はあるけれど、指でこすった様になっていて読めない。菅江真澄は「奉造立」と記しているが、「立」と読むのは苦しい。

**【嶋田委員】**

- ・龍泉寺と瀧山寺は、時代的な違いがどこかにあると思うので、今のところ即イコールにはならないのではないかと。今後そこを踏まえて検討する必要がある。真澄のいる江戸時代まであの地域は変わってきていて、守り手が変われば寺の名前も変わる。今後の課題として残しておいた方が良い。
- ・この腫面の特徴は、昆虫の目玉のような腫れ方と、しのぎだった彫り方である。頬骨が出るほどの彫り方というのは、この面打ちあるいは仏師の個性であると言える。古いものは全国的に平安末期頃からあるが、これほど極端に鋭角的な縁取りをもったものはそれほど無いと思う。
- ・時代的に下ってきているので、色々なところに様式的なものがあるのは仕方がない。例えば舌の単調さであるとか。隣県のものをもっと写実的である。
- ・通常は一尺以下の中面でもっと丸味があるが、これは長くて大面に近い。また伎楽面に近いくらい、頭からすっぽり被れるほどの鉢の大きさがある。

**【林委員】**

- ・説明文の中で徳治二年について、制作年とともに奉納年とも書かれているがどう読み取れば良いのか。

**【事務局】**

- ・徳治二年に制作されて奉納されたと考えている。

**【富樫会長】**

- ・「鎌倉時代後半に奉納された」という箇所に、そのように書いた方が良いという意見である。「三月日」についてはどう考えるか。

**【嶋田委員】**

- ・この場合、三月日とは三月吉日のこと。銘文からすればこの後に面打ちの名前が付けば内容として完備したものになる。制作イコール造立が普通であり、この日をもって制作され奉納されたとするのが良いのではないかと。
- ・古い時代の面打ちはおそらく仏師による。瀧山寺に関わりのある仏師が彫って奉納したのであろう。相応のお金を準備して作らせるわけであるから、本来奉納者の名前があれば良いが、これには無い。
- ・具体的に紀年銘が残存しているわけだから、鎌倉時代後半などとは言わず、それを受けた形ではっきりと書いた方が良い。

【事務局】

- ・「徳治二年に制作され、奉納されたと考えられる」とする。

【佐藤委員】

- ・材質は何か。桐だろうけれども、乾漆か。

【嶋田委員】

- ・乾漆では無い。おそらく桐だろう。布張りや錆下地などは見られるか。

【事務局】

- ・布張りは無い。表面に漆がかかっているため判別し辛いですが、重量から見ても材質は桐と思われる。

【嶋田委員】

- ・県内にある他の面の様に、堅木から作った厚ぼったいものと違い、非常に薄手で軽い。そのため、くまどりしたところが壊れやすく欠けてしまう。県内の他の面と比べて技術的に達者な人が彫ったものと思う。
- ・咲面の裏面の銘があったところが削られて木が見えているところがある。そういったところを観察して、面の仕様についても見ておいた方が良い。
- ・部分的に朱が残っているというが、漆の方の朱なのか、それとも土の丹なのか、書いたからには見ておく必要がある。こそぎ取ることもできないので、その辺りも課題の一つ。

【事務局】

- ・今回の指定を機に、実物資料を調査する機会が出てくると思うので、材質および朱であるのか丹であるのか、検証していきたい。

(2) 有形文化財（考古資料）

「湯ノ沢F遺跡土坑墓出土品」について、事務局から説明に続き、座席後方に準備した出土品を実見した後、審議を再開した。

【渡部委員】

- ・出土品の特徴について、県内にあるこの時期の一般的な墓地と比較して、数量が多いとか、グレードが高いといった特徴があるか。

【事務局】

- ・金銅製の飾り金具の付いた刀はグレードの高いものと言える。県内でこの時期の墓地はそれほど多く調査されていないが、羽後町の柏原古墳群や横手市の蝦夷塚古墳群の副葬品と比べてみると、鉄製品、具体的には馬具や紡錘車などが多く、それがこの遺跡の特徴である。
- ・前回の審議会で指摘のあった数量の価値についても検討したが、数量が多いことも様々な比較を可能とするので、価値の中に含まれるものと考えて、説明資料はそのままとした。

【嶋田委員】

- ・出土品は全て副葬品で、40基の墓から出たものか。

【事務局】

- ・墓の外から出ているものもあるが、今回は墓から出たものだけを対象としている。

【嶋田委員】

- ・湯ノ沢F遺跡では他にもたくさん出ているということか。

【事務局】

- ・墓の外からも、それほど多くは無いが紡錘車などの鉄製品が出土している。

【嶋田委員】

- ・このタイトルは、湯ノ沢F遺跡の40基の墓の出土品を一括りで示すものではないということか。

【事務局】

- ・タイトルには、墓の出土品という意味は出していない。

【嶋田委員】

- ・墓域外から出た副葬品以外のものはそれほど多くは無いのか。

【事務局】

- ・遺構外から出土したものは40点ほどである。

【高橋一郎委員】

- ・石製帯飾りの材質について、中央政府から下賜されたものだとすれば、国内産なのかそうでないかも含めて、何か調べる手立てはないものか。

【事務局】

- ・現在の報告ではそこまで判定されていない。今後調査していきたいと思う。

【林委員】

- ・岩石の材質は難しいが、流紋岩か凝灰岩かどちらかと思う。かなり軽い材質で作っており、加工しやすいものを選んだのだと思う。

【金森委員】

- ・それはこの辺りで取れるものなのか。

【林委員】

- ・私はこの辺りで見たことは無い。特徴的な顔つきをもった岩石である。

【金森委員】

- ・墓域外から出土した40点弱の遺物を今回は含めずに振り分けた理由は。

【事務局】

- ・一括性を重視して、墓から出土したもののみを対象とした。墓の外から紡錘車なども出土していて、おそらく墓の中にあったものが後世の攪乱によって浮いたのだと思うが、断言できないため外している。

【金森委員】

- ・墓跡群を文化的、社会的なまとまりとして調査対象としたと思うので、この名称とする場合に、果たして外して良いのかどうか引っかかりを感じる。

【渡部委員】

- ・元慶の乱との関連について、今のところその可能性があるという程度なのか、あるいは今後の調査によりその可能性が高まるのか。

**【事務局】**

- ・現状では関連があるという表現で留めているが、今後御所野台地の平安時代の遺跡群を総合的に調査研究していけば、より具体的に検証することが可能であると考えている。

**【金森委員】**

- ・最後の一文について、今の時点では必ずしも論拠があるということではないというが、県指定の報告の在り方として、その程度のことを書き込んだ方がいいものなのか。

**【富樫委員長】**

- ・通常の集落に伴う墓であれば、集落が継続するだけ時間幅が出てくるはずであるが、ここから出土している遺物は時間差が少なく、元慶の乱に近い時期に限られている。このように墓だけ出ている例は非常に少なく、集落に伴う墓とはだいぶ異なる。
- ・元慶の乱と関連すると考えられる小阿地古墳群からはかなり良いものが出ており、完全に国の役人の墓である。そう考えると湯ノ沢F遺跡は、俘囚の墓である可能性が強いのではないかと考えられる。そういった意味で、この最後の一文が付けられているものと思われる。

**【高橋一郎委員】**

- ・関連があると書かれていると、学問的な裏付けがあると見られがちなので、書き方に工夫が必要ではないかと思う。

**【佐藤委員】**

- ・出土品の中に、布や人骨は無いか。もしあれば、埋葬の様式や文化的な面について色々考えられるのでは。

**【事務局】**

- ・布は出土していない。人骨に関しては1基だけ残っており、50代くらいの成人男性という鑑定が出ている。

**【富樫委員長】**

- ・全く布で包まないということは無かったと思うが、現在では残っていない、目視できないのであろう。
- ・秋田市史では元慶の乱と関係があるということで触れている。

**【事務局】**

- ・事前に送付した資料に最後の一文は入れていなかった。事務局でもどう表現するか迷いがあったが、現在分かっている考古学的な成果を積み重ねていくと、関連していることは間違いないという判断があり、最後の一文を加えた。

**【高橋秀晴委員】**

- ・墓から出た皇朝十二銭の一つが初めて作られたのが、796年ということか。

【富樫委員長】

- ・御所野台地で調査された古代集落とは直接関係はないのではないかと個人的に考えている。

【高橋秀晴委員】

- ・年代幅が小さいことや、中央との関係が考えられる遺物のグレードの高さなどから、状況証拠として元慶の乱との関連性がうかがえる。指定して研究されることによって、物的証拠となる可能性が高まるという観点から、保存し研究すべき対象であるという流れができるかと思う。

【金森委員】

- ・レポートの書き方としては問題ないかと思うが、「元慶の乱との関連を指摘する学説もあり、貴重な資料である」程度でよいかと思う。

【富樫委員長】

- ・指定については異論が無いようなので、委員の指摘を参考として文章の内容を考えて欲しい。

(3) 有形文化財（歴史資料）

「白雲筆奥州街道並羽州街道風景図」について、事務局から説明の後、審議に入った。

【嶋田委員】

- ・折本は安藤和風が装丁したのか。その時までは各図がばらばらに存在したのか。

【事務局】

- ・箱書きの墨書銘から安藤和風の装丁と考えている。それ以前の状態については確認する術がないが、箱書きにはこのように装丁した経緯が書かれている。

【嶋田委員】

- ・図の右上に絵についての題箋のようなものがついているが、それもその時期か

【事務局】

- ・題箋の書体は安藤和風のものと異なると思う。絵の外側に題箋が貼られているので、白雲が風景図の中に描き込んだものではない。ただし、和風が装丁する前に記された可能性も否定はできない。名前の付け方や書体には一貫性があると考えている。

【林委員】

- ・土崎湊から見た遠景図について、寒風山が右側に描かれているが、非常に写実的に描かれている。

【高橋秀晴委員】

- ・資料の最後に、「当時の景観や風俗を知る意味で貴重な歴史資料である」と記されているが、絵画という点での価値は含まれているのか。

【事務局】

- ・今回の事務局案は、絵画的価値以上に文物や風景を描いたり、異国船が来航した時期で海防という歴史的な意味での資料性があると考えている。

【事務局】

- ・昭和28年に六郷の本覚寺の作品が真景図として指定された。白雲自体は絵師として評価が定まった人であるが、今回は奥州、羽州の両街道の風景を知ることができる点が重要と思う。

【佐藤委員】

- ・白雲は晩年秋田に戻ったとあるが、何歳くらいのことか。

【事務局】

- ・文化7年に六郷に来てから、文政8年に62歳でなくなるまで14年間いた。

【高橋秀晴委員】

- ・右側に貼られている題箋は、和紙なのかどうかで、紙質から年代が比定できるのではないか。

【事務局】

- ・県立近代美術館に確認したい。

【嶋田委員】

- ・それぞれの原図は寸法が同じか。

【事務局】

- ・それぞれ異なる。三つ折りの長いものや、一枚で描かれたものもある。

【富樫委員長】

- ・以上3点について審査していただいたが、今回の諮問については、特別反対の意見はなかったと思う。3件とも秋田県指定有形文化財として適当であると答申したいがいかがか。

【全委員】

- ・異議なし。

○第84回秋田県文化財保護審議会が答申した上記3件の秋田県指定候補文化財は、平成28年3月10日の秋田県教育委員会会議で県指定が決定されました。また、同月25日の秋田県公報の告示により、正式に秋田県指定文化財となりました。